

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明弘外533名

被告 神戸市長

第5準備書面

令和 4年10月24日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太

弁護士 三 浦

弁護士 森 有

弁護士 藤 原 孝

弁護士 中 尾 悦

弁護士 山 本 真 珠

同復代理人

弁護士 普 喜



原告第4準備書面について、下記のとおり、反論します。

第1 原告第4準備書面の第1について

1. 同書面第1の1記載の事実のうち、神戸市が、平成6年9月に『西須磨の皆さんへ お知らせ』と題する冊子を西須磨地区住民に配布したこと、この冊子の中で、「『区画整理が決まっている。』というウワサがありますが、それは誤りです。今後、どの方法で行うかは、住民の皆さんと十分に話し合っ、決めていくこととなります。」「都市計画道路をいつ、どのように整備していくかは、自治体・協議会活動などを通じて、地域の皆さんの協力を得て進めていくこととなります。」との記載があることは認める。その余は知らないし否認する。

なお、訴状記載の内容については、答弁書の認否するとおりである。

2. 同書面第1の2記載の事実については、否認する。

3. 同書面第1の3記載の事実のうち、「西須磨まちづくり懇談会」より、神戸市が、平成7年11月15日質問書（甲C4号証）の提出を受けたことは認める。その余は、知らないし否認する。

平成7年11月15日質問書（甲C4号証）に記載があったのは、原告主張のように道路建設を前提としないものではなく、

①道路を建設拡幅する場合、道路構造、沿道環境対策等について示すこと

②天井川両岸道路の構造改善など既存道路の機能向上と問題点の改善による通過交通の対応案について示すこと

③阪神高速3号神戸線の復旧に係る公害・環境対策について協議・要求すること

④阪神高速3号神戸線西側と天井川左岸線東側に、幅員10m以上の環境施設帯等を確保すること

という道路建設も視野においた提案の他、既存道路の環境対策にかかるものであった。また、これに対する神戸市の回答が、甲C5号証ないし甲C7号証記載の

ものであったかは、神戸市に記録がなく、確認できない。

したがって、訴状記載の原告の主張について、答弁書のとおり認否するものである。

第2 原告第4準備書面の第2について

1. 同書面第2の1記載の事実のうち、第1次公害調停が、平成10年5月12日から平成25年2月4日まで約15年間続いたこと、神戸市が、調停の他にも、公的な説明会を行ったり、水面下の交渉を行ったことは認める。

2. 同書面第2の2記載の事実については、すべて否認する。

千森線の工事着手は、平成10年10月付けチラシの配布などで必要な範囲には十分周知されていたし（甲D12号証）、調停委員会が釈明を求めたのは、申請人からの要望を受けて、今後の調停の進め方を念頭に置いたものに過ぎない。

3. 同書面第2の3記載の事実のうち、「地元の理解と協力を得て進めていくのは当然であり、理解と協力が得られなければ整備しない旨述べた」と被申請人代理人が述べたと調停期日調書に記載があることは認めるが、その余は否認する。

調停期日調書どおりの発言があったか否かもさることながら、訴状記載のように、この言明が「神戸市と住民との間の重要な約束であると位置づけられた」ようなことは一切なく、訴状記載の原告の主張について、答弁書の認否に誤りはない。

4. 同書面第2の4記載の事実について

(1) 同書面第2の4(1)記載の事実のうち、平成20年7月4日の調停期日において、申請人から、「①須磨多聞線を整備しようとする場合には地元沿道自治会及び調停団の同意を得ること、②桜木町の用地を暫定的に公園遊歩道として整備す

ること」という提案があったと調停期日調書に記載があることは認めるが、その余は否認する。

神戸市は、この提案について、前向きな姿勢を示したことはない。

(2) 同書面第2の4(2)記載の事実については、すべて否認する。

前述のとおり、申請人の提案について、前向きな姿勢を示したことも、受け入れたこともないので、これを一方的に反故にすることもない。

(3) 同書面第2の4(3)記載の事実については、否認する。

仮に、平成19年11月12日の被申請人代理人からの発言を前提としたとしても、申請人の提案を批判したり、反対することなく、全て受け入れることを約束したことにはならない。

(4) 同書面第2の4(4)記載の事実については、すべて否認する。

①高架道路の建設は先送りする、②道路用地は暫定整備する、というのは、申請人の提案に過ぎず、被申請人代理人は、明確にこれについて「合意したとは理解していない」として、合意であることを否定している。

むしろ、被申請人代理人は、「それも一つの案として検討していく」としか述べておらず(甲D37号証)、原告主張のように、公園遊歩道の整備を行う意向を明確に示したことは、一切ない。

また、調停委員会も、申請人の意見書の調停条項案についての対応を検討するように指示するのみで、地元住民の提案をベースに調停条項の作成に向けた対応を行うように指示したこともない。

(5) 同書面第2の4(5)記載の事実については、すべて否認する。

前述のとおり、須磨多聞線の道路計画を撤回したことはなく、したがって、報

道により、態度を硬化させることもない。

- (6) 同書面第2の4(6)記載の事実については、すべて否認する。

原告の主張のように、それまでの事前の協議を無視し、ちゃぶ台をひっくり返したわけではなく、前述のように、神戸市としては、申請人の提案を検討することとしていたが、その検討結果として、合意はできないと回答を行ったにすぎない。

- (7) 同書面第2の4(7)記載の事実については、すべて否認する。

どのような根拠に基づく主張であるか明らかにされたい。

職員個人を非難するものであるところ、公開の法廷で述べる主張として、単なる憶測で述べるとすれば、あまりにも不誠実である。単なる憶測であれば、主張を撤回されたい。

- (8) 同書面第2の4(8)記載の事実については、すべて否認する。

神戸市としては、地元の要望も反映させた上で、須磨多聞線の道路計画をまとめるよう、調停での話し合いに応じてきたが、申請人は、須磨多聞線建設の撤回にこだわったため、その後の協議が困難となったものである。調停委員会が、「最終的に申請人と何らかの合意をする予定があるのか真剣に考えるべきである」としたのも、申請人が長期に渡る話し合いにもかかわらず、当初の調停の趣旨を一切譲歩しないので、調停の打ち切りを視野にいれたからに他ならず、被申請人に苦言を呈したものでない。

5. 同書面第2の5記載の事実のうち、平成21年11月27日（原告記載の16日は誤記と思われる。）の調停期日で、須磨多聞線を4車線から2車線に変更することを含む提案があったことは認める。その余は、否認ないし不知。

被申請人からの提案は、須磨多聞線を4車線から2車線に変更することだけでなく、副道を歩車共存で設けること、高架区間の橋梁下部については、地元による維持管理等の条件が整えば、緑地広場として整備すること等を含むものであり、道路建設による環境悪化を懸念する申請人らの主張を取り入れるものであった(乙20号証)。また、その後、1年4ヶ月程度、調停期日が開催されなかったのは、次回期日は平成22年3月8日と指定されたにもかかわらず、申請人から被申請人の主張を慎重に検討している、多人数で構成する調停団の意思統一に時間を要すると期日開催の延期を求める上申書の提出があったからである(乙21号証)。

6. 同書面第2の6記載の事実のうち、平成23年4月1日、都市計画総局工務課及び用地課が建設局へ移管されたため、公害調停の所管も建設局に移ったことは認める。その余は否認する。

7. 同書面第2の7記載の事実について

(1) 同書面第2の7(1)記載の事実については、否認する。

調停委員会は、「調停締結後も公害対策協議を継続すること」を内容とする調停条項案を示したわけではなく、「調停締結後も公害対策協議を継続すること」を内容とする調停条項案で調停成立を目指すか、調停の打ち切りを行うか検討したい旨を双方に伝えたものである。

(2) 同書面第2の7(2)記載の事実については、否認する。

調停委員会が、平成25年2月4日までに調停条項案を示したことはない。申請人提案の、調停外で実施している公害対策に係る協議を調停条項として受け入れることができるかどうかについて、回答を求められていたところ、この申請人の提案を受け入れられないと回答したものである。また、15年も話し合いが続

けられてきた道路建設については、何らの進展もないのに、公害対策についてだけ合意し、形式上調停を成立させることができないことも受け入れられないものであった。

(3) 同書面第2の7(3)記載の事実のうち、第39回期日後に（原告主張のように第39回期日においてではない）、調停委員会から調停案受諾の勧告があったことは認める。その余は否認する。

(4) 同書面第2の7(4)記載の事実のうち、平成25年2月27日に、前記調停条項案が公表されたことは認める。

但し、住民側の求めに応じたものかどうかは不知。

(5) 同書面第2の7(5)記載の事実については認める。

ただ、調停条項案を受け入れなかったことは、非難されるようなものではない。

(6) 同書面第2の7(6)記載の事実については認める。

以上